LeeZhao

里兆法律资讯

Leezhao Newsletters

www.leezhao.com

中国上海市浦东南路 360 号新上海国际大厦 11 楼 B 座 11B,New Shanghai International Tower,360 Pudongnanlu,Shanghai,P.R.C. Tel (86-21) 68863585 Fax (86-21) 68862070 Postal Code 200120

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制(请以中文内容为准,日本语译文仅供参考),未 经书面许可,不得转载、摘编等;
- 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明,以及里兆律师事务所的联系方式等内容,详见里兆律师事务所网站的订阅规则;
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容, 请访问里兆律师事务所网站中的"里兆法律资 讯"栏目;
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》,请与我们联系。

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成した ものであり(中国語の内容が原文であり、日本語 訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転 載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、 著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の 連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里 **兆法律情報」**の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆 法律情報」を受信できていない又は受信をご希 望されない場合には、私共にご連絡ください。

Issue 177-2009/10/31~2009/11/06

長目

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题, 可返回目录。)

一、相关新法令与新政策

二、相关新信息

- 非居民企业在华收入涉税简要分析....... 5

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令と新政策

二、関連する新情報

一、相关新法令、新政策

一、関連する新法令、新政策

● 关于审理公司强制清算案件工作座谈会纪要

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法发〔2009〕52号

【发布日期】2009-11-04

【提 示】该纪要对审理公司强制清算案件中涉及的主要问题进行了规定,主要包括:

- 1. 审理公司强制清算案件应遵循 的原则和应注意的问题;
- 2. 强制清算案件的管辖、案号管理和审判组织;
- 3. 强制清算的申请,以及申请的审 查、受理和撤回:
- 4. 强制清算案件的申请费;
- 5. 强制清算清算组的指定、议事机制和成员的报酬;
- 6. 强制清算中的财产保全;
- 7. 无法清算案件的审理、强制清算 案件衍生诉讼的审理;
- 8. 强制清算和破产清算的衔接:
- 9. 强制清算程序的终结、案件中的 法律文书;
- 10. 强制清算程序中对破产清算程序的准用。

【备注】公司清算一般分为解散清算和破产清算。 强制清算属于解散清算的一种,是在自行清算不能 的情况下启动的一个司法清算程序,通常由公司债 权人或股东向法院提出申请。

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

关于审理公司强制清算案件工作座谈会纪要

http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id =138988&show_all=1

最高人民法院民二庭负责人答记者问

 $\frac{\text{http://www.chinacourt.org/public/detail.php?id=3}}{80223}$

会社の強制清算案件審理作業座談会概要

【発布機関】最高人民法院 【発布番号】法発〔2009〕52号

【発布日】2009-11-04

- 【コメント】本概要は、会社の強制清算案件を審理 する過程における主な事項について規定を 行っており、主に次の内容が含まれる。
 - 1. 会社の強制清算案件を審理する際 に遵守すべき原則と注意すべき事 項。
 - 2. 強制清算案件の管轄、案件番号の 管理及び裁判の実施。
 - 3. 強制清算の申立、及申立の審査、 受理及び撤回。
 - 4. 強制清算案件の申立費用。
 - 5. 強制清算の清算組の指定、議事メカニズム及び構成員の報酬。
 - 6. 強制清算における財産保全。
 - 7. 清算できない案件の審理、強制清 算案件派生訴訟の審理。
 - 8. 強制清算と破産による清算との関連 性。
 - 9. 強制清算手順の終結、案件中の法 律文書。
 - 10. 強制清算手順中の破産清算手順 に対する準用。

【備考】会社の清算は、通常、解散による清算と破産による清算に分けられる。強制清算は解散による清算の1種であり、独自で清算できない状況において稼動する1つの司法清算手続であり、通常、会社の債権者又は出資者が法院に申立を行う。

【関係する法令全文】下記のURLをクリックしてください。 会社の強制清算案件審理作業座談会概要

http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=138988&show_all=1

最高人民法院民二廷責任者による記者質問への回答 http://www.chinacourt.org/public/detail.php?id=3 80223

● 中国对外贸易形势报告(2009 年秋季)

【发布单位】商务部综合司、国际贸易经济合作研究院 【发布日期】2009-10-30

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://zhs.mofcom.gov.cn/aarticle/cbw/200910/20 091006592536.html

• <u>关于如何理解和认定税收协定中"受益所有</u> 人"的通知

【发布单位】国家税务总局 【发布文号】国税函〔2009〕601号

● 中国対外貿易情勢報告(2009 年秋季)

【発布機関】商務部綜合司、国際貿易経済合作研究院【発布日】2009-10-30

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://zhs.mofcom.gov.cn/aarticle/cbw/200910/20 091006592536.html

● 租税協定中の「実質的所有者」を如何に理解 し、認定するかについての通知

【発布機関】国家税務総局 【発布番号】国税函[2009]601号

【发布日期】2009-10-27

【提 示】该通知对有关单位或个人申请享受股息、利息和特许权使用费等条款规定的税收协定待遇时,如何认定申请人的"受益所有人"身份的问题进行了规定。根据该通知:

- "受益所有人"是指对所得或 所得据以产生的权利或财产具 有所有权和支配权的人,一般从 事实质性的经营活动。
- 〇 代理人、导管公司等不属于"受益所有人"。

【备注】导管公司,是指通常以逃避或减少税收、 转移或累积利润等为目的而设立的公司。该类公司 仅在所在国登记注册,而不从事制造、经销、管理 等实质性经营活动。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9329750.html

● 林业产业振兴规划(2010-2012 年)

【发布单位】国家林业局等五部门

【发布文号】林计发〔2009〕253号

【发布日期】2009-10-29

【实施期限】2010年—2012年

【提 示】该规划提出,按照《外商投资产业指导目录》和《中西部地区外商投资优势产业目录》,引导外商投资于林产品深加工项目。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9329965.html

• <u>关于明确国有土地使用权出让契税计税依据</u> 的批复

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2009〕603 号

【发布日期】2009-10-27

【提 示】根据该批复:

- 出让国有土地使用权,契税计税 价格为承受人为取得该土地使 用权而支付的全部经济利益。
- 通过"招、拍、挂"程序承受国有土地使用权的,应按照土地成交总价款计征契税,其中的土地前期开发成本不得扣除。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9329766.html

【発布日】2009-10-27

- 【コメント】本通知は、関係機関又は個人に対し、配当金、利息及びフランチャイズ料等の条項に定める租税協定待遇を受けることを申請する場合に、申請者の「実質的所有者」の身分を如何に認定するかについて、規定を行っている。本通知によると次のとおりである。
 - 「実質的所有者」とは、所得又は発生する権利若しくは財産についての所有権及び支配権を取得する者をいい、通常、実質的な経営活動を取り扱う。
 - 代理人、導管体等は、「実質的所有者」には該当しない。

【備考】導管体とは、通常、租税を回避し又は軽減し、 利益を移転し又は累積する等の目的のために設立され た会社をいう。このような会社は所在国で登記登録を 行うだけであり、製造、代理販売、管理等の実質的な 事業活動は行わない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9329750.html

● 林業産業振興計画(2010-2012年)

【発布機関】国家林業局等五部門

【発布番号】林計発[2009]253号

【発布日】2009-10-29

【施行日】2010年—2012年

【コメント】本計画は、「外商投資産業指導目録」及び 「中西部地区外商投資優位性産業目録」 に基づき、外商が林産業深加工プロジェクト に投資するよう導くことを打ち出している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9329965.html

● <u>国有土地使用権払下における不動産取得税の</u> 計算根拠を明確にすることについての回答書

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函[2009]603号

【発布日】2009-10-27

【コメント】本回答書によると次のとおりである。

- 国有土地使用権を払下げる場合、不 動産取得税の課税額計算価格は、譲 受人が当該土地使用権を取得するた めに支払う全ての経済利益とする。
- 「公開募集、競売、公示」手順を通じて、国有土地使用権を引受ける場合、 土地の成約価格合計に基づき、不動 産取得税を計算し、その内の土地前 期開発コストは控除してはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9329766.html

● 关于研发机构采购设备税收政策的通知

【发布单位】财政部、海关总署、国家税务总局

【发布文号】财税〔2009〕115 号

【发布日期】2009-10-10

【实施期限】2009-07-01 至 2010-12-31

【提 示】根据该通知,对外资研发中心进口科 技开发用品免征进口税收,对内外资 研发机构采购国产设备全额退还增 值税。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9309334.html

• <u>关于企业公益性捐赠股权有关财务问题的通</u> <u>知</u>

【发布单位】财政部

【发布文号】财企〔2009〕213 号

【发布日期】2009-10-20

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://qys.mof.gov.cn/qiyesi/zhengwuxinxi/zheng cefabu/200911/t20091105 227901.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容 或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果 无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我 们联系。
- 二、相关新信息
- <u>《最高人民法院关于审理政府信息公开行政</u> 案件若干问题的规定》征求意见

日前,最高人民法院公布《最高人民法院关于 审理政府信息公开行政案件若干问题的规定(征求 意见稿)》,向全社会公开征求修改意见和建议(截 止日期为 2009 年 11 月 30 日)。

(里兆律师事务所 2009 年 11 月 06 日整理编写)

● <u>上海市外商投资企业 "2009 年 09 月新设"</u> 和 "2009 年累计"数据

根据上海市工商局网站提供的统计数据,上海市外商投资企业"2009年09月新设"和"2009年累计"数据整理如下:

● 研究開発機構の設備仕入租税政策に関する通知

【発布機関】財政部、税関総署、国家税務総局 【発布番号】財税[2009]115号

【発布日】2009-10-10

【施行日】2009-07-01から2010-12-31まで

【コメント】本通知によると、外資の R&D センターが 科学技術開発用品を輸入する場合には 輸入税を免除し、内資・外資の研究開発 機構が国産設備を仕入れる場合は増値 税を全額払い戻す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。 http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/ n8137537/n8138502/9309334.html

● <u>企業による株式の公益性を有する贈与の財務事</u> 項についての通知

【発布機関】財政部 【発布番号】財企〔2009〕213 号 【発布日〕2009-10-20 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://qys.mof.gov.cn/qiyesi/zhengwuxinxi/zheng cefabu/200911/t20091105_227901.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リ ンクできない場合は、検索エンジンで検索いただく か、私共にご連絡いただければと思います。
- 二、関連する新情報
- 「政府情報公開行政案件審理の若干事項につい ての最高人民法院による規定」が意見を募集する

先頃、最高人民法院は「政府情報公開行政案件 審理の若干事項についての最高人民法院による規定 (意見募集案)」を公布し、一般から修正意見と提案を 広く募集している(締切日は 2009 年 11 月 30 日)。

(里兆法律事務所が2009年11月6日付で作成)

 上海市外商投資企業の「2009 年 9 月新設」及 び「2009 年累計データ」

上海市工商局ウェブサイトによる統計データによると、 上海市外商投資企業の「2009 年 9 月新設」及び 「2009 年累計」データは以下のとおりである。

信息分类		数据	与去年同期 比增减%	
2009年	企业户数	478 户	-19.66%	
09 月	投资总额	7.17 亿美元	22.56%	
新设	注册资本	4.89 亿美元	34.34%	
2009年	企业户数	52125 户	3.82%	
累计	投资总额	3023.75 亿美元	9.25%	
秋川	注册资本	1773.57 亿美元	11.14%	

(里兆律师事务所 2009 年 11 月 06 日整理编写)

情報分類		データ	昨年同期との 増減比(%)
2009	2009 企業数 47		-19.66%
年9月	投資総額	7.17 億米ドル	22.56%
新設	登録資本金	4.89 億米ドル	34.34%
2009	企業数	52125 社	3.82%
2009 年累計	投資総額	3023.75 億米ドル	9.25%
T 75 II	登録資本金	1773.57 億米ドル	11.14%

(里兆法律事務所が2009年11月6日付で作成)

● 非居民企业在华收入涉税简要分析

根据中国《企业所得税法》规定,企业可以分为居民企业、非居民企业,两者在华纳税义务并不相同,其区别简要列表说明如下:

项目	判断标准	纳税义务简述
居民企业	- 依法在中国境 内成立,或者依 照外国(地区) 法律成立但 际管理机构在 中国境内的企 业。	- 应当就来源于 中国境内、境外 的收入纳税。
非居民企业	· 依区且构内内所国机有境业 (立理国国、在设,中的境、源所国城来内,设的境、源所国城来内。 "我们,中的境场,中的	- 无设所于收如机发外企的实入还的,中入果构生但业机际应区域,中入果构生但业机际应在场来,在与在以联纳在、来内。设,国居设所的。。 电影的 立则境民立有收

由此可见,中国《企业所得税法》采用了国际通行标准界定居民企业、非居民企业,即,体现了注册地和实际管理机构的综合考虑标准:

- 1. 注册地标准: 依法在中国境内成立的企业属于居民企业。
- 2. 实际管理机构标准: 虽然依照外国(地区) 法律成立、但是实际管理机构在中国境内 的企业,也属于居民企业; 其中,实际管 理机构是指对企业的生产经营、人员、财 务、财产等实施实质性全面管理和控制的 机构。

值得注意的是,上述实际管理机构标准,具有一定的灵活性和不确定性(届时,税务主管机关通常具有一定的自由裁量权),目前实践中也较少以

• 非住民企業の中国での収入に係る税金について の分析

中国の「企業所得税法」の規定によると、企業は住民企業、非住民企業に分けることができ、両者の中国での納税義務は異なり、その違いをまとめると下表のようになる。

項目	判断基準	納税義務の説明
住民企業	- 法に照らして中国 国内で設立し、又 は外国(地区)の法 律に照らして成立 するが、実際の管 理機関は中国 内にある企業。	- 中国国内、国外を 源泉とする収入につ いて納税しなければ ならない。
非住民業	- 外律に対している。 知は、機なには、機ないでは、機ないでは、機ないでは、機ないでは、では、では、では、では、では、では、では、できますが、という。 ・ は、は、は、は、いいでは、いいでは、は、は、いいでは、は、は、は、いいでは、い	- 中国に機構、場所では機構、場が国ででは、場合では、場合では、場合では、中国では、中ででは、できるがは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

以上から、中国の「企業所得税法」は国際標準を採用し、住民企業、非住民企業を画定し、つまり、登録地及び実際の管理機構を総合的に勘案した基準を体現している。

- 1. 登録地基準:法に照らして中国国内に設立した企業は住民企業である。
- 2. 実際の管理機関の基準:外国(地区)の法律 に照らして成立したが、実際の管理機構が中国 国内にある企業もまた住民企業である。そのう ち、実際の管理機関とは、企業の生産経営、 人員、財務、財産等に対し、実質的な全面的 管理と統制を行う機構をいう。

注意すべき事項としては、上記の実際の管理機構の基準は、一定の弾力性と不確定性を有し(そのときに、

该项标准来判定居民企业。

除居民企业外的企业,属于非居民企业。在判定非居民企业纳税义务时,如上所述,非居民企业主要应当就来源于中国境内的所得纳税。因此,判定相关收入是否属于非居民企业来源于中国境内的所得,是确定非居民企业在中国是否需要缴纳相关税款的重要标准。

基于此,律师根据中国法律规定,简要列表分析不同收入的确定原则:

收入 类型	收入来源 判定原则	非居民企业的纳税义务
销货收入	- 一	- 非境份 () 是
提供务人	- (及方按或劳体地确见2)在方按发定流营其面照者务的(定 。所面照生。转业附通提接的所住(备 得通劳地税税)常供受主在)参注 税常务确	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
*** *** *** *** *** *** *** *** *** **	- 按照不动 产所在地 确定。	非居民企业转让 在华的不动产,通 常应当缴纳营业 税及其附加、企业 所得税(请参见备 注 4)以及其他可 能的财产税(例如 土地增值税)等。

税務主管機関は通常、一定の自由裁量権を有する)、現在、実践においてはこの基準をもって住民企業を判定することは少ない。

住民企業以外の企業は、非住民企業になる。非住 民企業の納税義務を判定する際に、上記したように、 非住民企業は主に中国国内を源泉とする所得につい て納税しなければならない。したがって、係る収入が非 住民企業の中国国内を源泉とする所得であるのかどう かを判定することは、非住民企業が中国で係る税金を 納税する必要があるかどうかを確定する重要な基準で ある。

そこで、筆者は中国法律の規定に基づき、異なる収入ごとの確定原則を簡潔に表にまとめ分析する。

収入の		非住民企業の納税義務		
分類	判定原則			
	- 通常、取引	- 非住民企業が中国国		
	活動発生地	内で貨物を販売(輸出)		
	に基づき確	する場合、その取引活		
	定し、取引	動発生地は、通常、当		
45.11.==	活動地は実	該非住民企業の営業		
貨物販		機構所在地(中国国		
売の収	は、通常、	外)であると判定されるこ		
入	貨物販売側	とから、その収入の源泉		
	の営業機構	は中国国外であり、非		
	所在地等を	住民企業は、通常、流		
	いう。	通税(備考1を参照)及		
		び企業所得税を納付す		
		る必要はない。		
	- 流通税(営	- 非住民企業が中国国		
	業税及びそ	内の主体に役務を提供		
	の付加費	し取得する収入は、通		
	用)について	常、営業税及び付加費		
	は、通常、	用を納付しなければなら		
	役務を提供	ない(備考2を参照)。		
	し又は受け	- 非住民企業は、役務発		
役務提	る主体の所	生地を勘案し(中国国		
供の収	在地(住所)	内に進入したかどうか、		
入	に基づき確	及び PE を構成するかど		
^	定する(備	うか等)、企業所得税を		
	考 2 を参	納付する必要があるかど		
	照)。	うかを判断しなければな		
	- 所得税につ	らず、通常、中国国内に		
	いては、通	進入し、尚且つ PE を構		
	常、役務発	成した場合にだけ企業		
	生地に基づ	所得税を納付する必要		
	き確定する。	がある(備考3を参照)。		
	- 不動産所在	- 非住民企業が中国の不		
	地に基づき	動産を譲渡する場合、		
	確定する。	通常、営業税及びその		
不		付加費用、企業所得税		
£4		(備考 4 を参照)及びそ		
質		の他の考えられ得る資産		
座		税(土地増地税など)等		
譲		を納付しなければならな		
渡		ر۱ _°		
の				

动产	- 3	在方按销定在得通转的所所流面照售。企税常让主在)转通动地 业方按动体地确转通产确 所,照产的住。	-	非的国当其由国纳由主业因行纳民产,纳加外内,转(在该通州外内,特(在该通州外内,特(在该通州外内,并有的增加,是,一个大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大
权益性投资资产	;	通常按照 被投资企 业所在地 确定。	-	非居民企业转让 在华权益性投资 资产,通常无需缴 纳流转税,但是应 当缴纳企业所得 税(请参见备注 4)。
股息、 紅利		按照分配 所得的企 业所在地 确定。	-	非居民企业在华投资后取得所投资企业的股息、红利,通常无需缴纳流转税,通常应当缴纳企业所得税(请参见备注5)。
利收租收 特使收得的人金人 权费	; ; ;	按照负担、 技用负担、 技术, 技术, 技术, 技术, 大工, 大工, 大工, 大工, 大工, 大工, 大工, 大工, 大工, 大工	-	非居民企业在华取得的利息、租金、特许权使用费收入,通常应当缴纳营业税及其附加、企业所得税。
其他 收入	;	根据实际 情况,适用 不同的原 则。	-	根据不同收入进 行判断。

备注:

- 流转税通常包括增值税及其附加、营业税及其 附加、消费税及其附加、以及关税。
- 2. 修订后的《营业税暂行条例实施细则》(2009年01月01日起施行),将劳务收入来源地(来源于中国境内)的判断标准,由"所提供的劳务发生在境内"(与《企业所得税法》标准一致)修改为"提供或者接受劳务的单位或者个人在境内"。修改后的标准与《企业所得税法》确定的标准不一致,扩大了非居民企业的纳税(营业税及其附加)范围。虽然法律规定较为明确,但是该项规定引起了较大的争议,因此目前实践中,部分地区仍按照原规定,即以"所提供的劳务发生在境内"作为判断是否需要缴纳营业税及其附加的标准。
- 3. 根据《非居民承包工程作业和提供劳务税收管 理暂行办法》(2009年03月01日起施行),

	動産	- :	流い常売き企に通す主地基す通て、地確業の常る体(づる税は動に定所い、動の住き、、産基す得は譲産所所確に、産基す得は譲産所所確の通販づ。税、渡の在に定	-	非住民企作、 はい動(非体)を はいり
	権益性投資資産		通常、被投 資企業の所 在地に基づ き確定する。	-	非住民企業が中国での 権益性投資資産を譲渡 する場合、通常、流通 税は納付する必要はな いが、企業所得税は納 付しなければならない (備考4を参照)。
		:	配当を取得 した企業所 在地に基づ き確定する。	-	非住民企業が中国で投資した後に取得する投資企業の配当金は、通常、流通税は納付する必要がなく、通常、企業所得税は納付する必要がある(備考5を参照)。
収 リー: 収 フラ	<u>入</u> ンチ ズ料		利息、リース 料、フラを サイズ、支料 支 は体 は は は は は で き は で き は で き で に で う う き を は で う う き を が り た り の の 所 う に り の の の に り で り で り で り で り で う に り に で き で ら に に を ら に に を ら こ に を ら 。 に を ら 。 に を ら 。 に を ら 。 。 と の と の 。 と の と の と の と の と の と の と	-	非住民企業が中国で取 得する利息、リース料、 フランチャイズ料の収入 は、通常、営業税及びそ の付加費用、企業所得 税を納付しなければなら ない。
その の43)他 又入	:	実際の状況 に基づき、異 なる原 則を 適用する。	-	異なる収入ごとに判断を 行う。

備考:

- 流通税には、通常、増値税及びその付加費用、 営業税及びその付加費用、消費税及びその付加 費用、並びに関税が含まれる。
- 2. 改正後の「営業税暫定条例実施細則」(2009年1月1日から施行)は、役務収入源泉地(中国国内が源泉)の判断基準を、「提供する役務が国内で発生した」(「企業所得税法」の基準に一致)を、「労務を提供し又は受ける組織又は個が国内にある」と改めた。改正後の基準は、「企業所得税法」に確定する基準と一致せず、非住民企業の納税(営業税及びその付加費用)範囲を拡大した。法律の規定は相対的に明確であるが、この規定は大きな論議を呼ぶこととなったため、現在、実践においては、一部の地区は、原規定の「提供する役務が国内で発生した」ことを営業税及びその付加費用を納付する必要があるかどうか

非居民企业在中国境内提供劳务取得的收入,在缴纳企业所得税时,通常按纳税年度计算、分季预缴,年终汇算清缴,并在劳务合同履行完毕后结清税款(实践中,较为常见的简便操作方式是通过核定利润的方式计算企业所得税,并由付款方代扣代缴)。

- 4. 转让财产收入,通常以收入全额扣除财产净值 后的余额为应纳税所得额,并据此计算缴纳企 业所得税(10%的预提所得税)。
- 5. 根据《企业所得税法》(2008 年 01 月 01 日 起施行),从 2008 年 01 月 01 日起,非居民 企业在华取得的股息、红利等权益性投资收 入,以收入全额为应纳税所得额,并据此计算 缴纳企业所得税(10%的预提所得税)。

综上所述,中国法律对非居民企业收入进行了区分,并确定了非居民企业在流转税、企业所得税等方面不同的纳税义务。因此,非居民企业应当区分不同类型的收入,并据此判断是否需要在中国缴纳流转税和企业所得税等,以履行合法的纳税义务,并避免承担不必要的税负。此外,值得注意的是,由于非居民企业在华收入往往涉及其所在国和中国两国的监管,因此,也有必要关注其所在国和中国之间是否签署了相关税收协定,以及税收协定是否有特殊的规定。

备注:请点击以下网址,查看相关法令的全文内容:《企业所得税法》

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8312662.html

《企业所得税法实施条例》

http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7163829.html

《营业税暂行条例》

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8527032.html

《营业税暂行条例实施细则》

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8729458.html

《非居民承包工程作业和提供劳务税收管理暂行办法》

http://www.gov.cn/flfg/2009-02/20/content 12376 02.htm

(里兆律师事务所 2009 年 11 月 06 日整理编写)

を判定する基準としている。

- 3. 「非住民請負工事作業及び役務提供租税管理 暫定弁法」(2009年3月1日から施行)によると、 非住民企業が中国国内で役務を提供し取得した 収入は、企業所得税を納付する際に、通常、納 税年度に基づき計算し、四半期ごとに前払いし、 年度終了後の確定申告において仮納付した企業 所得税の実際の過不足を調整し、尚且つ役務契 約の履行が完了した後に税金を精算する(実践に おいては、よく見かけられる簡便なオペレーション方 法は、利益査定の方式を通して企業所得税を計 算し、尚且つ支払い側が源泉徴収するというもの である。
- 4. 資産譲渡の収入は、通常、収入の全額から資産 の帳簿価額を差し引いた残額を課税額とし、尚 且つこれをもとに企業所得税(10%の未払所得 税)を計算し納付する。
- 5. 「企業所得税法」(2008年1月1日から施行)に よると、2008年1月1日から、非住民企業が中 国で取得した配当金等の権益性投資収入は、 収入全額を課税所得額とし、尚且つこれをもとに 企業所得税(10%の未払所得税)を計算し納付 する。

以上から、中国の法律は、非住民企業の収入を区分し、尚且つ非住民企業の流通税、企業所得税等の方面での異なる納税義務を確定している。したがって、非住民企業は異なる分類の収入を区分し、尚且つこれをもとに中国で流通税及び企業所得税等を納付する必要があるかどうかを判断することで、適法な納税義務を履行し、且つ余計な税金負担を回避しなければならない。また、注意すべき事項として、非住民企業の中国での収入はその所在国と中国の両国の監督管理を受けることがあるため、その所在国と中国との間で係る租税協定が締結されていないかどうか、及び租税協定に特殊な規定がないかどうかに関心を払う必要もある。

備考:関係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記のURLをクリックしてください。

「企業所得税法」

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8312662.html

「企業所得税法実施条例」

http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7163829.html

「営業税暫定弁法」

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8527032.html

「営業税暫定条例実施細則」

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8729458.html

「非住民請負工事作業及び役務提供租税管理暫定 弁法!

http://www.gov.cn/flfg/2009-02/20/content_12376 02.htm

(里兆法律事務所が2009年11月6日付で作成)